

5. 主なサービス一覧

サービス名		対象	サービス内容	掲載	
居宅における生活支援のためのサービス	居宅介護	障害支援区分1以上の障害者等	自宅での入浴や食事等の介護などを行います	P46	
	重度訪問介護	重度の肢体不自由者又は重度の知的障害者もしくは精神障害により行動上著しい困難を有する障害者であり、常時介護を要する障害者（条件あり）	身体介護や家事援助、コミュニケーション支援、移動支援など総合的に行います	P46	
	行動援護	知的障害または精神障害により行動上著しい困難があるために常時介護が必要な障害者等（条件あり）	自傷、異食、徘徊などの危険等を回避するための援護の一部（移動を含む）を行います	P46	
	同行援護	視覚障害者等	視覚障害により移動が困難な人に、外出時に同行して移動の支援を行います（代筆・代読を含む）	P46	
	移動支援	愛の手帳・精神保健福祉手帳所持者（条件あり）	社会生活上不可欠な外出や余暇活動等の社会参加のための外出支援を行います	P46	
	短期入所	障害支援区分1以上の障害者等	介護者の疾病その他の理由で在宅生活が困難な場合に障害者支援施設に短期入所し介護サービスを行います	P50	
	児童発達支援	個別あるいは集団療育を行う必要がある就学前の児童	施設等に通い、日常生活における基本動作の指導、集団生活への適応訓練等を行います		
	医療型児童発達支援	肢体不自由があり理学療法等の機能訓練または医学的管理下での支援が必要と認められた障害児	児童発達支援及び治療を行います		
	放課後等デイサービス	学校に就学しており授業終了後又は休業日に支援が必要と認められた障害児	生活能力の向上のために必要な訓練、社会との交流の促進を行います		
	保育所等訪問支援	保育所等に通う障害児であって専門的な支援が必要と認められた障害児	障害児以外の児童との集団生活への適応のための専門的な支援その他必要な支援を行います		
	日中一時支援	一時的に見守り等の支援が必要と市町村が認めた障害者等	介護者等の就労支援やレスパイトその他の理由で、日中の介護が困難な場合、施設で活動場の提供を行います	P50	
	身体障害者入浴サービス	6歳以上65歳未満の方で下肢または体幹機能障害1・2級の方	自宅での入浴が著しく困難な方に移動入浴車等による入浴サービスを提供します	P47	
	日常生活用具購入費の支給	身体障害者または愛の手帳所持者、給付項目によって条件あり	自立生活支援用具などの購入費の助成をします	P53	
	自立生活援助	障害者支援施設もしくは共同生活援助を利用していた障害者等（条件あり）	居宅における自立した日常生活を営むための環境整備に必要な援助を行います		
	意思疎通支援事業	聴覚機能、言語機能、音声機能等の障害のために意思疎通を図ることに支障がある障害者等	手話通訳者、要約筆記者等の派遣をします	P47	
夜間の居住を支援するためのサービス	施設入所支援	右記の支援を必要とする障害者等（条件あり）	障害者支援施設等へ入所している人に、夜間や休日の日常生活上の介護等を行います	P63	
	共同生活援助（グループホーム）	右記の支援を必要とする障害者等（条件あり）	共同生活の場において、夜間や休日の日常生活上の介護等を行います	P63	
日中活動を支援するためのサービス	生活介護	地域や入所施設において安定した生活を営むため常時介護等の支援が必要な障害者等（条件あり）	主として昼間に障害者支援施設等で介護や創作活動、生産活動の機会を提供します	P66	
	自立訓練	機能訓練	身体障害者（条件あり）	自立した日常生活や社会生活ができるように、一定期間、身体機能または生活能力向上のために必要な訓練を行います	P66
		生活訓練	知的・精神障害者等（条件あり）		P66
	就労選択支援	就労移行支援又は就労継続支援を利用する意向を有する障害者等及び現に就労移行支援又は就労継続支援を利用している障害者等	働き方を考えることをサポートするとともに、本人の希望も重視しながら、就労移行支援の利用や一般就労等への選択の機会を適切に提供します	P66	
	就労移行支援	65歳未満の就労を希望する障害者等（条件あり）	有期限のプログラムに基づき、生産活動やその他の活動を通じて、就労に必要な知識や能力の向上に向けた訓練等を行います	P66	
	就労継続支援	A型	利用開始時に65歳未満で雇用契約に基づく就労が可能な障害者等（条件あり）	一般企業等での就職が困難な人に働く場を提供するとともに知識の向上に必要な訓練を行います	P66
		B型	就労の機会等を通じて生産活動にかかる知識及び能力の向上や維持が期待される障害者等（条件あり）		P66
	就労定着支援	就労移行支援等を利用後、通常の事業所に新たに雇用された障害者等（条件あり）	雇用に伴い生じる日常生活または社会生活を営む上での相談、指導及び助言等を行います	P66	
地域活動支援センター	障害者等やその介護者等	創作的活動の機会の提供、社会との交流等を行います	P1/66		